

新中間処理施設整備有識者会議規約（案）

（目的）

第1条 十勝圏複合事務組合（以下「組合」という。）新中間処理施設整備に向けた基本構想の策定にあたり、同施設の整備について専門的な意見を聴取するため、新中間処理施設整備有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

（検討体制）

第2条 有識者会議は、学識経験者等4名以内の委員をもって組織する。

（会議）

第3条 有識者会議に座長を置き、委員の互選により選出する。

2 座長は、会務を総括する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

4 有識者会議の開催概要を組合ホームページに掲載する。

（庶務）

第4条 有識者会議の庶務は、くりりんセンターにおいて行う。

（委任）

第5条 この規約に定めのあるもののほか、有識者会議に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この規約は、平成30年5月15日から施行する。